

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	21 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年10月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年9月から54年9月まで
② 昭和55年10月から56年3月まで

昭和53年9月ごろ、A区役所で国民年金の加入手続をした。最初は区役所で現金で納付し、その後はすぐに口座振替で納付した。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は昭和53年9月ごろにA区役所で国民年金の加入手続をしたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は56年12月ごろに払い出されており、申立期間①後の保険料が過年度納付されていることから、このころに国民年金の加入手続が行われたものと考えられるが、その時点で申立期間①については、時効により保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

一方、申立期間②については、6か月と短期間である上、申立人は申立期間②直前の昭和54年10月から55年9月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、直後の昭和56年度も現年度納付していることから、申立期間②のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年10月から56年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年7月から39年12月までの期間及び45年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月から47年3月まで
20歳になった時、国民年金に加入し納付をしていたが、昭和38年7月以降納付が難しくなり未納となった。40年1月に結婚してからは任意加入となった。次女が生まれた47年ごろ、郵便局に勤務していた夫がさかのぼって納付できることを聞いて夫が納付した。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、前納期間も見受けられるなど、国民年金に対する納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人がさかのぼって納付したとする昭和47年ごろは、同年6月までであれば、第1回特例納付を利用し申立期間の保険料を納付することが可能であることから、申立期間についてさかのぼって特例納付及び過年度納付することは可能と考えられる。

さらに、保険料を納付したとする申立人の夫は既に亡くなっており証言が得られないが、申立人が平成7年ごろ社会保険事務所へ年金相談に行った時、申立期間の未納を知り、その夫が「一括納付したのに未納となっていることに納得できない」とその家族に話したことをその長女は鮮明に記憶していることから、申立人の主張は信憑性^{びよう}が高く、基本的に信用できる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和40年1月から45年3月までは、任意加入とされる期間であることから、制度上、特例納付することはできない期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年7月から39年12月までの期間及び45年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年2月、同年3月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年7月から57年3月まで
② 昭和58年2月及び同年3月
③ 昭和58年12月

私は若いころから国民年金に関心があり、会社を退職後国民年金へ移行することは私にとって常識だった。申立期間はA金庫で納付書により納付していた。人任せではなく自分で納めた記憶があり、納め忘れのはずは無いため、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年9月に払い出されており、申立期間①の一部は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続や、加入当初の納付方法の記憶が曖昧^{あいまい}であるため、当時の状況が明らかでない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や関係人の証言も得られない。

一方、申立期間②及び③については、それぞれ2か月、1か月と短期間である上、申立人は申立期間②前後の昭和57年4月から58年1月までの期間及び58年4月から同年11月までの期間の国民年金保険料を現年度納付していることが確認でき、申立期間③直後の59年1月から60年3月までの国民年金保険料も過年度納付していることから、申立期間②及び③のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年2月、同年3月及び同年12月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の趣旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年3月まで
年金手帳には、昭和50年10月30日の印があり、その時に係の方が町内の公民館に来た記憶がある。

その際、今なら、さかのぼって納められることを聞いたので、5年分ぐらいをその場で現金で一括にて支払った。

金額は不明だが、その時以外にそのような納め方はしておらず、申込時期と一致しており、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金手帳記号番号の払出時期及び納付日の状況から昭和50年7月ごろ国民年金に加入したと思われ、これ以降、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料はすべて納付済みとなっている。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和50年7月以降に、特例納付及び過年度納付により46年4月までさかのぼって納付していることが確認できる上、この時点で申立人は38歳であり、年金受給資格を得るためにさかのぼって納付したものと推定されることから、過年度納付が可能であるにもかかわらず、申立期間の12か月のみ未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は国民年金とその他の公的年金制度（厚生年金保険及び共済組合）との切替手続も適正に行っている上、申立期間後任意加入期間も見受けられるなど、申立人の国民年金保険料の納付意欲と年金制度に係る知識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から41年3月まで
昭和50年ごろに、妻がA支所で特例納付の説明を受け、国民年金保険料を5年分さかのぼって、夫婦二人分併せて10万円ほどを納付した。妻が納付済みとなっているのに、私だけ未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、昭和50年ごろA支所で特例納付について説明を受け、国民年金保険料を5年分さかのぼって、夫婦二人分併せて10万円ほどを納付したと主張しており、その時期は第2回特例納付が実施されていた期間である上、その金額も申立期間の夫婦の国民年金保険料を納付した場合の国民年金保険料額におおむね一致している。

また、申立人の妻は、申立人の申立期間である昭和36年4月から41年3月までの期間については50年5月21日に特例納付している。

さらに、夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和42年3月ごろに夫婦連番で払い出されている上、納付日の確認できる41年4月から46年3月までの期間の国民年金保険料は、いずれも夫婦が同一日に納付しているなど、基本的に夫婦一緒に保険料を納付しているものと推定される。

加えて、申立人は申立期間を除き、国民年金加入期間である約26年間未納期間は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①のA社（現在は、B社）C作業所における資格取得日に係る記録を昭和30年12月1日に、申立期間②の同社D作業所における資格取得日に係る記録を31年12月25日に、申立期間③の同社E作業所における資格取得日に係る記録を33年2月1日に、申立期間④の同社E作業所における資格喪失日に係る記録を35年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、申立期間①、②及び③は1万2,000円、申立期間④のうち、同年4月は1万8,000円、同年5月から同年7月までの期間は2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間①、③及び④については履行していないと認められ、申立期間②については明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年12月1日から31年1月10日まで
② 昭和31年12月25日から32年1月10日まで
③ 昭和33年2月1日から同年3月10日まで
④ 昭和35年4月1日から同年8月1日まで

A社では、給与から源泉税、失業保険料、健康保険料、厚生年金保険料を天引きされており、従業員からの保険料控除を忘れることはあり得ないシステムであった。私の場合、仕事が工事現場という事情から、一現場の勤務期間が極めて短く、数か月から2、3年で異動勤務することになり、そのような折に事務が錯綜したためかもしれないが、社員としての身分に変わり無く、入社以来一貫して在籍した証明書があるのに、途中4回にわたって計7か月の欠落期間があるのは納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

すべての申立期間について、事業主による在籍証明書、永年勤続表彰及び雇用保険の記録並びに同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続勤務（昭

和 26 年 4 月 3 日に A 社に入社し、数か所の同社作業所に勤務後、30 年 12 月 1 日に同社 F 作業所から同社 C 作業所に異動、31 年 12 月 25 日に C 作業所から同社 D 作業所に異動、33 年 2 月 1 日に同社 D 作業所から同社 E 作業所に異動、35 年 8 月 1 日に E 作業所から同社 G 作業所に異動) していたものと認められる。

また、聴取できた同僚全員（9 人）から、申立人が申立事業所において継続勤務していた旨の証言が得られる上、当該同僚はいずれも、作業所間異動においても空白なく厚生年金保険料を毎月の給与から控除されていた旨の証言をしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和 31 年 1 月、32 年 1 月、33 年 3 月、同年 8 月及び 34 年 10 月の記録から、申立期間①、②及び③については 1 万 2,000 円、申立期間④のうち 35 年 4 月については 1 万 8,000 円、同年 5 月から同年 7 月までの期間については 2 万円とすることが妥当である。

申立期間①について、社会保険事務所の記録によれば、A 社 C 作業所は、昭和 31 年 1 月 10 日から適用事業所となっているが、その前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、同事業所は、複数の同僚の供述によれば、申立期間において 6 人以上の従業員を雇用し、建設業を営んでおり、その従業員数及び業種から、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていないと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、証明できる資料等はないものの、保険料を納付したと考えられると回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者の資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

さらに、申立期間③及び④における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、証明できる資料等はないものの、保険料を納付したと考えられると回答しているが、被保険者資格の取得届及び喪失届の提出のいずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は昭和 33 年 3 月 10 日を資格取得日、35 年 4 月 1 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る 33 年 2 月

及び35年4月から同年7月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年8月から9年10月までの期間に係る標準報酬月額の記事については、8年8月及び同年9月は59万円、同年10月から9年10月までの期間は56万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、平成8年8月から9年10月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月から9年10月まで

私は、長年にわたりトンネル工事に従事し報酬も少なく、最高額のランクであったと思っていた。社会保険庁におけるA社の記録では、標準報酬月額は47万円になっているが、当時の給与明細で保険料控除が確認できるので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与支払明細書で確認できる保険料控除額から、平成8年8月及び同年9月は59万円とし、同年10月から9年2月までの期間は56万円とする必要がある。また、申立人は、労災事故により休職していた平成9年3月から同年10月までの期間については、同年8月を除き厚生年金保険・健康保険料の個人負担分について事業主に請求されて控除されたと述べており、控除されたとする金額は同年8月給与支払明細書で確認できる保険料控除額と同額と認められ、労災保険休業補償給付額から推認できる報酬月額との比較から56万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に相当する標準報酬

月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が平成8年8月から9年10月までの全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成8年6月及び同年7月については、申立人が提出した同年7月の給与支払明細書により、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額を超えていると認められることから、特例法による保険給付の対象にあたらないためあっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月1日から39年9月1日まで
随分前の話で記憶は定かではないが、勤めていた当時、「女性は18年間勤めれば年金がもらえるから解約しない方がよい」と聞いていたので、勤めを辞める時、解約を申し込んだ覚えは無い。脱退手当金支給記録を取り消して、年金を支給してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票には、申立人の被保険者記号番号が記載されているほか、当該事業所を継承するA社から提出された社会保険加入者名簿の年金番号欄にも同一の記号番号が記載されていることから、当時は当該被保険者記号番号で申立人の記録が管理されていたことがうかがえる。

しかし、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿、厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録の当該被保険者記号番号は、別人の記録となっており、行政側の記録管理に不手際が認められる。

また、申立期間の被保険者記号番号は、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿から平成5年1月14日に払い出されていることが確認でき、申立期間当時から申立人の記録管理が適正に行われていたとは認め難い。

さらに、申立人は18年間（厚生年金保険制度上は20年である。）厚生年金に加入すれば年金がもらえるから解約しない方がよいと聞いていたので解約を申し込んだ覚えが無いとする申立内容は信用でき、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間に係る資格喪失日（昭和23年8月1日）及び資格取得日（昭和24年10月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和23年8月から24年4月までは1,800円、同年5月から同年9月までは標準報酬月額の改正により4,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月1日から24年10月1日まで
A社では、継続して勤務しており途中で退職はしていないのに、厚生年金保険被保険者加入記録に空白期間があることに納得がいかない。
申立期間を厚生年金保険被保険者期間に算入してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と共に申立事業所に勤務していた業務内容及び勤務形態の同質性が高い同僚全員による「申立人は継続勤務していた」との証言、並びに申立期間にのみ厚生年金保険の加入記録がある同僚からの「一緒に勤務していた」との証言が得られる上、社会保険事務所の記録によれば、当該同僚の被保険者記録はいずれも空白無く継続している。

また、申立事業所においては、申立人以外に厚生年金保険被保険者期間に空白がある者はいない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和23年1月の社会保険事務所の記録から、同年8月から24年4月までは1,800円、同年5月から同年9月までは4,500円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和23年8月から24年9月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間に係る資格喪失日（昭和31年12月29日）及び資格取得日（昭和32年5月15日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月10日から26年2月1日まで
② 昭和31年12月29日から32年5月15日まで

昭和25年3月に学校卒業後、同年4月10日に父親の友人の紹介でB協同組合に採用され、同年6月に健康保険証で歯の治療を受けた。厚生年金保険は健康保険と同一と考えているので同年4月10日から26年2月1日まで厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

また、昭和31年11月20日から33年5月14日までA社で継続して配達の仕事をしていた。31年12月29日から32年5月15日までの期間の記録が無いので、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社に申立人と共に勤務し、業務内容及び勤務形態の同質性が高い同僚に係る厚生年金保険被保険者期間について調査したところ、申立期間において、いずれも空白無く継続していることが確認できる。

また、申立期間当時の上司及び同僚は「申立人は申立期間の前後と継続して勤務し、業務内容や勤務形態の変更が無かった」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、当該申立期間のうち昭和31年12月から32年4月までの標準報酬月額については、社会保険事務所が管理する健康保険・厚生年金保険被保険者名簿の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が、社会保険事務所の記録どおり資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和31年12月から32年4月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、学校を卒業後に就職し当該事業所で勤務していたことは推認できるが、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所の厚生年金保険の新規適用日は、昭和26年2月1日であり、申立人を含め13名が、厚生年金保険被保険者資格を取得したことが社会保険事務所保管の健康保険・厚生年金保険被保険者名簿から確認できるところ、申立人の厚生年金保険記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳（社会保険庁保存の旧台帳）の資格取得日においても同年2月1日となっている。

また、申立人が受診したとする医院に診療記録の有無を問い合わせたところ、保存期限が過ぎているため確認できなかった。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①については、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月から41年3月まで

昭和39年6月に会社を退職した際に会社から年金手帳をもらい、国民年金の加入手続をするようアドバイスを受けた。新しい職場に慣れた3か月後、A市役所B支所へ出向き、3か月さかのぼって国民年金に加入し、保険料を納付した。それ以降は毎日職場へ来ていた銀行員に、毎月納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、国民年金保険料の納付は印紙検認方式で3か月ごとに行われており、納付書により納付することはできない上、金融機関で印紙の販売は行われておらず、銀行員による国民年金保険料の集金は行われていなかったため、申立期間の大部分の国民年金保険料を銀行員の集金により納付書で毎月納付していたとの申立人の主張は不合理である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年5月に払い出されており、この時点で申立期間の一部は時効により納付できない期間であるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成元年 3 月まで
母親が、20 歳になったら国民年金の加入ができることを知り、大学生であった私の国民年金の加入手続をしてくれた。保険料は母親が働いていた給料の中から、毎月、市役所で納付してくれた。未納となっていることに納得がいけない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳及びA市の国民年金被保険者名簿には、資格取得日が平成元年 4 月 1 日と記載されていることから、申立期間は未加入期間で国民年金保険料が納付できない期間であるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成元年 10 月ごろに払い出されており、申立期間はさかのぼって国民年金に加入できない任意加入期間であることから、強制加入期間である同年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料を同年 12 月 1 日にさかのぼって一括納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に^{あいまい}関与しておらず、申立人の母親に聴取しても、加入手続及び納付方法等についての記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

昭和39年か40年ごろ、自宅兼店舗であった「A美容店」に、B市C支所の職員が、未納となっている国民年金保険料をさかのぼって集金に来た。その場では支払えなかったため、後日、同支所の職員に集金に来てもらった。金額は7,000円前後であったと記憶しているが、二人分であったか、一人分であったかまでは覚えていない。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年12月ごろに夫婦連番で払い出されており、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、B市の国民年金被保険者名簿によると、昭和41年3月までの国民年金保険料が同年12月に過年度納付されていることから、申立人の国民年金加入手続は同年12月ごろに行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、まとめて納付したのは、加入手続を行った際の1回だけであったと述べており、申立人が納付したとする昭和40年ごろは、特例納付の実施期間でもないことから、申立人の主張には不合理な点が見受けられる。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

昭和39年か40年ごろ、自宅兼店舗であった「A美容店」に、B市C支所の職員が、未納となっている国民年金保険料をさかのぼって集金に来た。その場では支払えなかったため、後日、同支所の職員に集金に来てもらった。金額は7,000円前後であったと記憶しているが、二人分であったか、一人分であったかまでは覚えていない。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年12月ごろに夫婦連番で払い出されており、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、B市の国民年金被保険者名簿によると、昭和41年4月から同年12月までの国民年金保険料が、同年12月21日に納付されており、同年3月までの国民年金保険料が過年度納付されていることから、申立人の国民年金加入手続は同年12月ごろに行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、まとめて納付したのは、加入手続を行った際の1回だけであったと述べており、申立人が納付したとする昭和40年ごろは、特例納付の実施期間でもないことから、申立人の主張には不合理な点が見受けられる。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から48年2月までの期間、48年12月から54年10月までの期間、57年4月から58年1月までの期間、60年10月から62年6月までの期間、平成8年3月から9年3月までの期間及び平成14年4月から17年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から48年2月まで
② 昭和48年12月から54年10月まで
③ 昭和57年4月から58年1月まで
④ 昭和60年10月から62年6月まで
⑤ 平成8年3月から9年3月まで
⑥ 平成14年4月から17年3月まで

学生であった昭和52年3月までは、父親が保険料を納付した。その後は、父親に保険料を渡し、納付してもらった。父親が亡くなった58年以降は義姉に納付してもらったか、申請免除の手続をしたはずである。未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人又はその父親及びその義姉が、申立期間に係る国民年金保険料を納付又は免除手続をしたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間は6回、198か月と長期間である。

また、申立人の保険料を納付したとするその父親は既に他界しているため、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情を見いだすことができない。

さらに、申立人の義姉に確認したところ、申立人の国民年金保険料を納付したことは無いと証言している。

加えて、申立人の主張が^{せん}変遷するなど、申立期間について申立人の納付状況及び納付金額に係る記憶も不明瞭^{りょう}であり、関係人の証言も得られないことから、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から40年3月まで

加入時期は定かでないが、夫婦で一緒に加入手続をして、夫婦一緒に集金又は支所で月々納付していたはずであり、夫婦で納付月が違うのは不自然である。未納となっていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年12月ごろに夫婦連番で払い出されており、その時点では、申立期間の大部分はその後に実施された特例納付によるほかは、時効により国民年金保険料が納付できない期間であるが、申立人の妻は過去にさかのぼって5万円ほど納めた記憶があると述べており、この金額は、記録上、第3回の特例納付制度により納付済みとなっている36年4月から37年3月までの保険料を当該特例納付により納付した金額とおおむね一致している。

また、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、社会保険庁の特殊台帳に、「昭和43年1月21日納付誓約書提出(昭和40年4月から42年3月まで)」と記載されていることから、申立人は、国民年金の加入手続を行った直後に、国民年金の受給資格の23年を満たすために、過去にさかのぼって納付する旨の納付誓約書を社会保険事務所に提出したものと推認される。一方の申立人の妻は、国民年金手帳記号番号の払出日においては、年金受給権を十分満たすことができたことから、これによって申立人夫婦の遡及納付期間に差異が生じた可能性がうかがえる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年12月まで
加入時期は定かでないが、夫婦で一緒に加入手続をして、夫婦一緒に集金又は支所で月々納付していたはずであり、夫婦で納付月が違うのは不自然である。未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年12月ごろに夫婦連番で払い出されており、その時点では、申立期間の大部分はその後に実施された特例納付によるほかは、時効により国民年金保険料が納付できない期間であるが、申立人は過去にさかのぼって5万円ほど納めた記憶があると述べており、この金額は、記録上、申立人の夫が第3回の特例納付制度により納付済みとなっている36年4月から37年3月までの保険料を当該特例納付により納付した金額とおおむね一致している。

また、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人夫婦へ国民年金手帳記号番号が払い出された昭和42年12月ごろ、申立人の夫は遡^{そきゆう}及納付によらなければ受給権を取得できなかったことから、申立人夫婦の納付期間に差異が生じた可能性がうかがえる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から同年12月までの期間、53年10月から同年12月までの期間、54年10月から同年12月までの期間、55年4月から同年5月までの期間、56年4月から同年5月までの期間、56年10月から同年11月までの期間、57年2月から58年3月までの期間及び58年4月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年7月から同年12月まで
② 昭和53年10月から同年12月まで
③ 昭和54年10月から同年12月まで
④ 昭和55年4月から同年5月まで
⑤ 昭和56年4月から同年5月まで
⑥ 昭和56年10月から同年11月まで
⑦ 昭和57年2月から58年3月まで
⑧ 昭和58年4月から59年3月まで

昭和49年までは、実家で母親が支払ってくれた。美容室を開業した50年から60年までは、大家さんに家賃と一緒に保険料を渡し、大家さんが地区役員に納付した。申立期間が未納、申請免除となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、その母親からも証言を得られないため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が所持している国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄の昭和48年12月から49年6月までには検認印が押されていることが確認できるが、申立期間①については、検認印が押されていないことから、その期間について保険料納付の事実を推定することは困難である。

さらに、申立期間②から⑧の期間については、申立人は、大家さんに家賃と一緒に保険料を渡し、地区役員に納付したと主張しているが、A市の国民年金保険料収入台帳により、昭和50年1月から口座振替により納付されていることが確認できることから申立内容と矛盾する。

加えて、A市の国民年金被保険者名簿により納付期限経過後に納付されたことが確認できる、昭和50年4月から同年6月までの期間、51年1月から同年3月までの期間及び52年4月から同年6月までの期間について、同市の国民年金保険料収入台帳により督促及び預金不足のゴム印が押されていることが確認できることから、申立人は預金不足により、保険料納付期限までに保険料を納付できなかったものと推定され、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金保険料を納付した事実を推定することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から40年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から40年9月まで
昭和55年ごろに特例納付を知り、国民年金のみで受給資格を得るために300か月になるように特例納付した。妻は300か月納付済みになっているのに、私は288か月しか納付済みになっていない。夫婦共に300か月になるように特例納付したはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年ごろ特例納付を知り、国民年金の受給要件を得るために、夫婦共に国民年金納付済期間が25年(300か月)になるように特例納付をしたと主張しているが、申立人は昭和4年生まれのため、国民年金の受給要件を得るための必要可能年数は24年(288か月)であり、これは、社会保険庁の管理する申立人の国民年金保険料納付済期間と一致する。

また、申立人の所持する昭和55年の確定申告書に計上された社会保険料控除額の国民年金保険料額は、当該年度に申立人夫婦が社会保険庁の記録どおり特例納付及び過年度納付した保険料額とおおむね一致していることが確認できた。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 5 月 31 日から 34 年 4 月 1 日まで

私は、父の知人の紹介でA社に就職し、B駅で昭和28年から貨物を積み下ろす仕事をしていた。34年4月5日に結婚するため、同年3月31日で会社を退職した。この間切れ目なく勤めていたことは間違いないので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、同僚や、一緒に通勤した友人の証言から推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の資格喪失日は、昭和29年5月31日と記載され、社会保険庁のオンライン記録と一致している上、同日以降の期間を確認したが、整理番号は連番となっており、欠番は見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除について事業主に照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできないほか、申立期間内に当該事業所での厚生年金保険被保険者期間が2回ある同僚は、厚生年金保険の記録について間違いが無い旨の証言をしている。

さらに、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 8 月 29 日から同年 11 月 29 日まで
(A 商店)
② 昭和 31 年 12 月 10 日から 32 年 4 月 12 日まで
(B 組合)
③ 昭和 32 年 8 月 21 日から同年 10 月 29 日まで
(C 社)

知人の世話で機関員として乗船した。船員手帳で勤務履歴が確認できるので、申立期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における勤務実態については、申立人の船員手帳により推認できる。

しかし、社会保険事務所が、申立人の「厚生年金保険の期間照会」に対して行った調査結果によると、申立期間①については、A 商店は船舶所有者としての適用が無いものの、同商店所在地で類似する商号、船名を有する「D 社」及び「E 社」は船舶所有者（事業主）であったが、申立人の船員保険被保険者記録は無い。申立期間②については、B 組合は船舶所有者であったが、申立人の船員保険被保険者記録は無い。申立期間③についても、C 社及びC 社と類似する商号を有する「F 社」は船舶所有者であるものの、申立人の船員保険被保険者記録は無い。

また、申立人の船員手帳に記載されている船長、申立人から陳述があった申立期間②及び③の同僚について、船員保険被保険者記録を調査したが、勤務を共にしたいずれの者も、申立期間について船員保険被保険者履歴を確認することができなかった。

さらに、G 社会保険事務局に船員保険の加入状況について尋ねたところ、「現在は年金、健康保険、雇用保険は乗船時に強制的に一括加入させるが、昔は雇

用契約があつて乗船しても船員保険に加入していないことがあつた」との回答を得ている。

加えて、申立人は申立期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における雇用保険被保険者資格取得の記録も無い上、船舶所有者は他界又は所在不明であり、船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 22 日から 41 年 2 月 27 日まで
② 昭和 41 年 3 月 1 日から 42 年 2 月 26 日まで
③ 昭和 42 年 4 月 26 日から同年 8 月 26 日まで
④ 昭和 42 年 12 月 1 日から 43 年 12 月 31 日まで

40 歳になるころ市役所で社会保険事務所の出張説明会があり、厚生年金保険の被保険者期間を調査してもらったところ、脱退手当金が支給済みである旨の回答をもらった。退職当時は年金関係のことなど全く分からなかったし、脱退手当金が受給できることさえ知らなかった。退職時に事業所から何の説明も受けていないし、社会保険事務所へ行ったことも無く脱退手当金は受給していないので、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間③については、異なる厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていたが、当該期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立期間①、②及び④の厚生年金保険被保険者記号番号に重複整理された記録があり、脱退手当金の請求に併せて重複整理が行われたと考えるのが自然であるとともに、脱退手当金請求時点以前の被保険者期間はすべて計算の基礎とされている。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和44年3月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで
昭和 34 年 4 月に同じ学校を卒業して A 社に同期入社した B 氏の証言が得られた。給料、保険料等の件は一切、母親に一任していたので内容等は分からない。この期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同窓で同期入社と同僚の証言から昭和 34 年 4 月 1 日からの勤務実態は確認できるものの、A 社は申立人の入社した翌 35 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、社会保険事務所が管理する厚生年金保険被保険者名簿等から、同日に 12 名が厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できるが、申立人の名前は無い。

また、当該事業所に 35 年 4 月 1 日に入社した従業員からは、「申立人は、私が入社前に退職した人である」との証言等があり、当該事業所での厚生年金保険の資格取得手続以前に当該事業所を退職したことがうかがえる。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年9月1日まで

昭和20年8月初旬、会社が空襲のため焼失し、後片付けのため動員された後、全員が退職扱いとなり、給料はその日に封筒にも入れられず現金で受け取ったが、脱退手当金のようなものは何ももらっていない。その後会社には一度も行っていないし、何かを送ってもらった憶えもない。また、脱退手当金が支給された昭和20年10月1日は、両親たちと農業に従事していた。

当時の同僚等で他の会社に就職した何人かの者は、年金の期間に算入されている。私も脱退手当金は受け取っていないので、年金の対象期間に算入してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所で保管する厚生年金保険被保険者記号番号払出簿に記載されている申立人が勤務していたA社を同時期に資格喪失した181名の女性従業員の脱退手当金支給記録を調査したところ、94名に脱退手当金の支給記録があり、申立人を含め49名が昭和20年10月1日に支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1か月後の昭和20年10月1日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月1日から25年4月30日まで
学校卒業後2年ほど家にいた後、昭和23年3月からA社B工場に途中入社し、25年4月まで2年間働いた。仕事は糸引きであった。この期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の姉の証言及び申立人が記憶している同僚の厚生年金保険被保険者記録から、申立人がA社B工場に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿について、申立期間を含む期間を確認したところ、申立人の氏名は確認できなかったほか、当該事業所は、当時の社員名簿には申立人の氏名は見当たらないと回答している。

また、申立期間に係る正確な勤務期間及び厚生年金保険料の控除について、事業主や同僚からの証言が得られず、申立てに係る事実を確認することができない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月10日から36年7月31日まで
A社B支店の直轄工務店であるC班所属の現場作業員の労務管理をしていた。当時、現場作業員の多くは出稼ぎ労働者でD健康保険組合の第2種組合員であったが、私は、厚生年金保険とセットで加入する第1種組合員であったと記憶している。申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に記録がある数名の社員の氏名を正確に記憶し、請け負った工事についても正確に記憶していることから、A社の工事現場で勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に事業所照会をしたところ、当該事業所が保管する厚生年金保険加入者名簿の記録は社会保険事務所が管理する厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致していた。なお、D健康保険組合に申立人の加入状況を照会したが、申立期間当時の組合員記録は残されていないため確認できなかった。

一方、同僚及び他のA社B支店の直轄工務店従業員への聴取の結果、同社B支店における直轄工務店の従業員については、直轄工務店入社後数年たってから厚生年金保険の加入手続がとられていたことがうかがえるところ、昭和35年ごろに同社本社から同社B支店に転勤した総務担当者は、「A社B支店では下請工務店の従業員の中から、基幹職員となった者を厚生年金保険に加入させていたが、下請工務店入社と同時に加入させていたわけではない」と証言している。

また、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月 1 日から 41 年 12 月 4 日まで

私の夫は、勤務状況ははっきり分かりませんが、A社で働いていました。一緒に働いていた人たちに確認したところ、「B氏のことは知っている」と言われた。働いていたことは確かなので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、同僚の証言及び昭和 40 年 5 月 2 日に社員旅行に行った写真から推認できるものの、申立人の勤務していた期間及び給与からの厚生年金保険料控除に係る具体的な証言は得ることができなかった。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票について、申立期間の前後を含んだ期間を確認したが、申立人の氏名は無く、整理番号は連番となっており、欠番は見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、当時の事務担当者は、「当時事業所には職員と工員の勤務形態があり、職員は正社員として厚生年金保険に加入させていたが、工員は給与形態が日給で、厚生年金保険に加入させていなかった」と証言している上、他の同僚も当時申立人は工員であったと供述している。

加えて、申立人の妻は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 3 月 17 日から 33 年 3 月 16 日まで

昭和 27 年 3 月から 33 年 3 月まで在職した事業所は、学校の紹介で就職し退職した。60 年 5 月 21 日に A 社会保険事務所で初めて「厚生年金について脱退している」と聞いた。私は手続をしていないので、再調査を依頼したが話を聞き入れてもらえなかった。この時、厚生年金保険被保険者証と厚生年金手帳（2、3 冊）は提出したが、「脱」の印は全く無かった。また、厚生年金手帳が重複しているので再交付の手続をし、厚生年金手帳の交付を受けたが、名前が「B」になっていたため訂正した。その際、加入期間の返事はもらったが、脱退手当金の話は無かった。脱退手当金の届けは誰がどのように届出し、一時金はどの方法で誰が受け取ったのかを説明してほしい。当時、私は一時金が必要な生活状況ではなかったので、脱退手当金支給記録を取り消し、被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 5 か月後の昭和 33 年 8 月 26 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和 33 年 8 月 26 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったほか、申立期間後に再取得した事業所における厚生年金保険記号番号は別の番号となっていることから、申立人は脱退手当金を受給したと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期

間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 1 日から 44 年 8 月 21 日まで
昭和 44 年 8 月、出産のため A 社を退職し、同年 10 月に第 1 子を出産した。
当時会社からは、厚生年金保険については何も聞いていなかったし、脱退手当金という制度があることも全く知らなかった。脱退手当金が支給されたとする時期には生後 2 か月の子供がおり、運転免許証も無く社会保険事務所の場所も知らない状態で脱退手当金を受け取ることはできず、受給していないので、支給済みの記録を取り消し、厚生年金保険被保険者期間に算入してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社在職中の昭和 43 年 11 月に婚姻しているところ、厚生年金保険被保険者原票の申立人の氏名は、同事業所を退職した約 3 か月後の 44 年 11 月 2 日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金が同年 12 月 19 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 44 年 12 月 19 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年10月26日から29年7月30日まで
(A社)
② 昭和29年10月26日から30年6月30日まで
(A社)
③ 昭和32年1月10日から同年1月30日まで
(B社)

C商店で定年になり年金の手続をした時に、年金記録が無いことが分かったので、同商店の事務の方と一緒に社会保険事務所に行った。調査をお願いしたが回答をもらうことができなかった。その後届いた年金特別便には厚生年金保険とだけ記載され、勤務していたはずのA社とB社の名称も無いので申し立てた。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、社会保険事務所の記録によれば、A社に係る厚生年金保険の新規適用日は昭和31年1月6日であり、申立期間は適用事業所としての記録は確認できない。

また、申立期間③については、社会保険事務所の記録によれば、B社に係る健康保険・厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できず、整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人はすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料を所持しておらず、加えて、申立人は申立期間当時の事情を知る同僚の氏名等を覚えていない上、申立事業所も既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主からも証言を得ることができないことから、申立てに係る事実を確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 29 日から 37 年 8 月 1 日まで
② 昭和 37 年 8 月 7 日から 40 年 7 月 11 日まで
③ 昭和 40 年 7 月 31 日から 43 年 5 月 1 日まで

60 歳になるころ、社会保険事務所に出向き年金の記録を確認したところ、不自然な点があった。年金相談窓口で話を伺ったところ、申立期間については昭和 44 年 7 月に脱退手当金を支払っているため、その期間は年金の額の計算に入らないと言われ驚いた。

A 社は従業員 10 人ほどの会社で私は事務一般を任され、従業員の給与計算を始め社会保険の手続も行ってた。そういった環境であったので年金や保険といった知識は、人よりは持っていたと自負している。出産で余儀なく退職したが、いずれまた働く気持ちでいたので、この段階で厚生年金保険を脱退することは考えられない。その後も看護助手として働き続けた。

この脱退手当金に関する記録は、社会保険事務所の入力ミスと思うので、早急に年金額の計算し直しをお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の最終事業所である A 社の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りも無いほか、過去すべての厚生年金保険被保険者期間はその計算の基礎とされているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間に係る脱退手当金は、当該事業所の資格喪失日から約 1 年 3 か月後の昭和 44 年 7 月 11 日に支給決定されているが、申立人が所持している書類（B 共済に係る受付はがき）により、申立人の B 共済の退職金は退職日から約 9 か月後の同年 1 月 23 日に請求受付されていることが確認できることから、脱退手当金も何らかの事情により資格喪失してから相当期間経過した後に

本人の意思に基づき請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。